

生駒市こども計画（仮）について

1 計画策定の経緯

生駒市では、法定計画である「第2期子ども・子育て支援事業計画」（※1）の計画期間が令和6年までとなっていることから、令和7年度からの第3期計画について、令和5年度から6年度の2か年で策定業務を行っています。

今回、令和5年4月こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されたことにより、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるものとして、同年12月にこども大綱が閣議決定され、こども基本法において、「市町村は同大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとする」とされました。（※2）

また、市町村こども計画については、「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。」とされています。

このことから、令和6年度、子ども・子育て支援事業計画を包含する計画として、こども基本法第10条2に定める「生駒市こども計画（仮）」を策定予定です。

（※1）子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（以下略）

（※2）こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

2 子ども・子育て支援事業計画と生駒市こども計画（仮）

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に定める13事業（※3）を中心に計画を策定することに対し、生駒市こども計画（仮）はより大きな範囲を取り扱うこととなります。

2-1（※3）子ども・子育て支援法に定める13事業

子ども・子育て支援法（抜粋）

※ゴシック太字は第2期子ども・子育て支援事業計画で計画される事業名をこども政策課で追記

第五十九条 **市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は**子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業（①利用者支援事業）**

二 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき**時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業（⑨時間外保育事業（延長保育事業））**

三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、**当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業（⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業）**

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。）を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための**事業（⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業）**

五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業（**⑪放課後児童クラブ**）

六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業（**⑥子育て短期支援事業、ショートステイ、トワイライトステイ**）

七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業（**④乳幼児全戸訪問事業**）

八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業（**⑤養育支援訪問事業**）

九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業（**②地域子育て支援事業**）

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（**⑧一時預かり事業**）

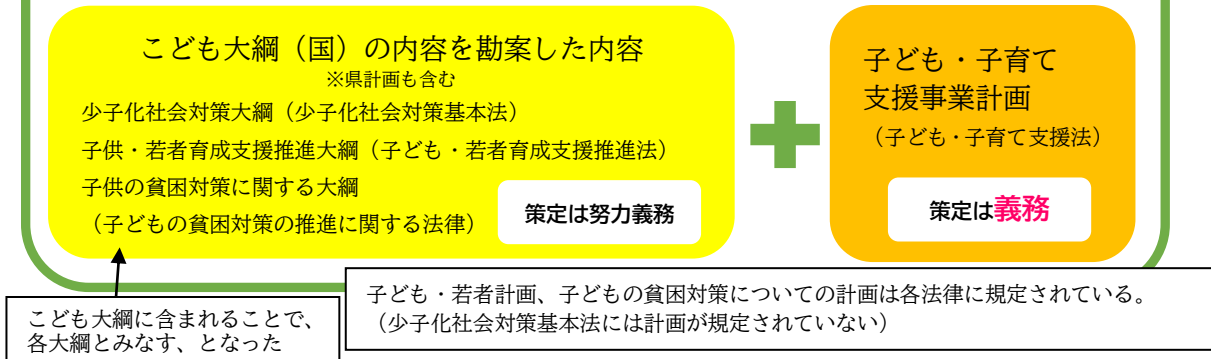
十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（**⑩病児保育事業**）

十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（**⑦ファミリー・サポートセンター事業**）

十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業（**③妊婦健康診査**）

2-2 生駒市子ども計画（仮）（構成イメージ）

生駒市子ども計画（仮）



少子化社会対策基本法（抜粋）

（施策の大綱）

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

2 子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第九条第一項の規定により定められた同項の子ども大綱のうち前項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に係る部分は、同項の規定により定められた大綱とみなす。

子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項（略）
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども基本法第九条第一項の規定により定められた同項の子ども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 子ども基本法第九条第一項の規定により定められた同項の子ども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

資料5

今年度は全4回の子ども・子育て会議を予定しています。

第2回以降の会議については予定としています。

月	こども計画・子ども・子育て支援事業計画策定関係	子ども・子育て会議
4月		
5月	●子ども・子育て会議の開催(計画策定の諮問、計画策定の概要、今後のスケジュール、アンケート結果報告)	5月21日 会長・副会長選出等
6月	●6月以降 奈良県こどもまんなか未来戦略(都道府県こども計画) 策定予定	
7月		
8月	●子ども・子育て会議の開催(現状分析、量の見込み、こども計画アンケート等)	第2回(予定) 左記の他、実績報告等
9月		
10月		
11月	●子ども・子育て会議の開催(パブリックコメント案)	第3回(予定)
12月	●生駒市議会へのパブリックコメント案上提 ●パブリックコメントの実施(12月下旬～1月下旬予定)	
令和6年 1月		
2月	●子ども・子育て会議の開催(パブリックコメント実施後最終計画案の審議・事業計画答申案策定) ●会長から市長への計画の答申	第4回(予定)
3月	●生駒市議会での計画の報告 ●計画書、計画書(概要版)の印刷 ●市ホームページで計画公開	